

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年7月28日（平成28年（行個）諮問第122号）

答申日：平成28年11月17日（平成28年度（行個）答申第132号）

事件名：本人に係る人権相談票の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成26年A月頃京都地方法務局特定支局にて人権相談をお願いし、人権相談員の女の人と支局長に調査依頼した時の相談記録」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「平成26年特定月日B、開示請求者が、京都地方法務局特定支局において、人権相談をした際の人権相談票」（以下「本件人権相談票」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月27日付け京法総第587号により京都地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求め

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 私は、平成28年4月2日に貴庁に対して保有個人情報開示請求を致しました。4月27日開示決定され開示されました。ところが私は、このような相談はしていません、全くの出鱈目です。

京都地方教務局長殿に、異議を申し立てましたが電話で取り下げましたが撤回し、改めて審査請求いたします。

（略）

イ 私は、開示された内容の相談はしていませんので、相談した内容の開示処分を求めます。

私は、特定市の特定総務課長に、課長との会話の録音の許可を頂き録音しました。その時の状態は、前総務課長の特定個人を指さし、彼

は、特定課長補佐が8月から休暇を取って私の調査を行っていた」と言っていた。どうゆうことなのか、というものでした。

それをもって法務局に人権相談に行きました。そこでは人権擁護委員の女の人と、支局長と相談室に入り、支局長はテープを聴き「調査はできない」と言われました。その時間約30分です。開示されたものとは違います。私は、地方公共団体による行政権力の人権侵害がなぜ調査できないのか不思議に思っていました。

(2) 意見書1

ア 平成28年3月30日付けで文書(別紙略)に基づいて人権相談しました。

イ 平成28年4月27日付け、京法総587号により決定通知が送付されてきました。

ウ 開示されたものは行政相談の内容であり、私はそのような相談はしていない。平成28年5月3日異議の申立書のとおりであります。

エ 平成28年7月6日、審査請求書に不備があるとして連絡があり、また、開示された相談票に記載された事実には誤りがあり訂正を望まれる場合は、訂正請求となる。という連絡があったが、そのような問題でないので、審査請求をお願いしました。

(略)

(3) 意見書2

私は考えられないような基本的人権の侵害、違法行為を行政から受けています。(略)

(特定地番分筆処分に対する)審査請求を京都法務局に提出しましたところ(略)、京都地方法務局あてに出してくれと(略)言われました。

今度は特定支局長が出てこれ、これは受け取れない、審査請求とは登記申請を行った人が登記できなかった時にするものだと言われました。

(略)

不動産登記法156・157条があるにもかかわらず、特定地番分筆処分は却下というのでしょうか、何の権利があって支局長が法律で定められているものを却下するのか知りたい(略)。京都地方法務局特定支局の行為は、不動産登記法156・157条に明らかに違反していると考えます。

(4) 意見書3

審査請求の趣旨を、正しい人権相談票の開示を求めるとしてはいますが、法務省には間違いの人権票しかありません。ないものを求めても「無い物は無い」としかいいようがありません、せつかく諮問第12号を開廷していただきましたので、その間違った人権相談票作成の原因となった事柄を審理していただけないでしょうか。この間違いの人権票作成以上の

大問題であると考えます。

(略)

国は、人権相談に関する相談票の間違いを認め、その原因となった特定番地から特定番地への分筆処分の審査請求を行い、審査請求人にその分筆の経緯を、資料を提示して文書による説明を行え。

もしも請求人が納得できるような説明ができない場合、京都地方法務局以外に事務所を持つ、信頼できる若手の土地家屋調査士に調査を求め、特定範囲の地籍調査を行い旧土地台帳作成時の登記地番の状態にして、それ以後設定された地番、分筆された地番、地積更正された地番が正しく行われているのかの検証を求める。

#### (5) 意見書 4

私は、平成26年A月頃に人権相談をいたしました。人権票に記載されているような行政相談していません。私の人権侵害にかかわる相談をいたしました。そのことはもう一人の担当者である特定個人名様に聞いて頂きたい、電話でなく本人に会って目を見て話を聞いて頂きたいと願っています。

私は、その時資料は何も持って行ってはいません、その時持って行ったものは特定課長と話をしたテープだけであり、私は、特定年月に課税の異議申し立てを行ったことも把握していませんでした。

私は、異常な人権侵害を知りましたので、人権相談を行うべき法務局にて人権相談を致しました。私が相談票に書かれている、課税の異議申し立てを相談するのなら行政評価局の相談員に相談しています。

(略) どこにも法務局から開示された内容の課税のことは記載されていません。繰り返しますが税金の相談であるならば法務局の人権相談は致しませんし、事案の概要に書かれているようなことを私が把握していたのなら当然、多くの行政相談の文書に一行ぐらい記載されていると考えます。

繰り返しますが、相談員の特定個人名氏と特定個人名氏にお会いしたうえで、目を見て話を聞いてください、立場上の事情もあることでしょう、人権相談員が顔色を変えないで平気で人権票の通りだったと言われたなら、そのような国に未来はありません。

#### (6) 意見書 5

私は、平成26年A月から3年前後、人権相談をしたことはありませんが、現に平成26年特定月日Bの人権相談票があります。なぜそうだったことの相談票がないのか、なぜ相談したことの無い相談票があるのか、不思議なことで夜も寝られません。この不思議なことの原因を突き止め、何を意図して相談票が作成されたのか調査していただきたいと思えます。(略)

私は、山を盗んだ泥棒も大問題であるが、以上に居直り強盗に豹変した当事者である特定市と特定府（特定月日別紙説明書と共に送付した別紙⑤（添付資料略）赤字部分に私もそのように思っていますと書いてあるが特定地番などを所有しているので立派な当事者である）の、その後の対応が大問題であると考えています。又法務局も同様であります。

（略）

#### （7）意見書6

（略）

私が相談したことのないことが相談票に書かれています。無印公文書変造であると考えます。公務員の方は、嘘の相談票を作った人、特定市の税務に関する人が共犯と思慮されます。

（略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 理由説明書

##### （1）審査請求人からの審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、審査請求人が平成26年特定月日Bに京都地方法務局特定支局職員及び人権擁護委員と面談を行った人権相談に係る相談記録である。

処分庁は、平成28年4月27日、保有個人情報の開示決定をし、同日付け京法総第587号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

##### （2）「人権相談」について

人権相談とは、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切り替え、官公署その他の機関への通報又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とするものであり、法務局・地方法務局及びその支局に相談窓口を開設する常設相談所や市町村役場、公民館などに随時相談窓口を解説する特設相談所などにおいて、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じている。

法務局職員及び人権擁護委員は、人権相談に当たり、相談者を含め関係者の秘密を守りその名誉を害することのないように努めなければならない。また、人権相談を取り扱ったときは、人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならない。

##### （3）審査請求の趣旨について

審査請求人は、京都地方法務局長が前記1の決定に基づき開示した人権相談票が、自身の請求したものとは異なるものであるとして、正しい人権相談票の開示を求めていると解される。

#### (4) その他

審査請求の趣旨が、開示された人権相談票の内容に誤りがあり、訂正することであれば、保有個人情報の訂正請求によるべきである旨審査請求人に教示し、審査請求を維持するかどうか意思を確認した結果、審査請求を維持する旨回答があった。

### 2 補充理由説明書

審査請求人は、処分庁が平成28年4月27日付け京法総第587号全部開示決定に基づき開示した人権相談票が、自身の請求したものとは異なるものであるとして、正しい人権相談票の開示を求めていると解されるが、審査請求人に関する人権相談票のうち、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」に記載された、「平成26年A月頃」、「京都地方法務局特定支局にて」、「人権相談員と支局長に調査依頼した」という内容に合致するものは、平成26年特定月日B付けの人権相談票以外には存在しないこと、開示請求書に添付された資料に記載された特定市役所に関する内容は、当該人権相談票に記載されていることから、諮問庁は、処分庁が特定した対象情報に誤りはないものとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                    |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成28年7月28日 | 諮問の受理              |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受      |
| ③ | 同年8月19日    | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ | 同年9月1日     | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月5日       | 審査請求人から意見書3を收受     |
| ⑥ | 同年10月17日   | 審議                 |
| ⑦ | 同月26日      | 諮問庁から補充理由説明書を收受    |
| ⑧ | 同年11月1日    | 審査請求人から意見書4及び資料を收受 |
| ⑨ | 同月4日       | 審査請求人から意見書5を收受     |
| ⑩ | 同月7日       | 審査請求人から意見書6を收受     |
| ⑪ | 同月15日      | 審議                 |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成26年A月頃京都地方法務局特定支局にて人権相談をお願いし、人権相談員の女の人と支局長に調査依頼した時の相談記録」に記載された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し全部開示したが、審査請求人は、開示された内容の相談はしていないので、相談した内容の開示処分を求めるなどの主張をしている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁の説明によると、審査請求人に関する人権相談票のうち、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」に記載された、「平成26年A月頃」、「京都地方法務局特定支局にて」、「人権相談員と支局長に調査依頼した」という内容に合致するものは、本件人権相談票以外には存在せず、開示請求書に添付された資料に記載された特定市役所に関する内容は、本件人権相談票に記載されていることから、諮問庁は、処分庁が本件人権相談票に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報と特定したことに誤りはないものと判断したとのことである。
- (2) また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、京都地方法務局においては、人権相談票は、年次管理している、人権相談票を編てつするファイルに保管しており、平成26年A月頃に人権相談を行った際の人権相談票が開示請求されたので、上記ファイルのうち、平成26年のものを探索し、念のため、平成25年のものも探索し、さらに、執務室内の棚等を探索して対象文書の特定を行ったが、本件人権相談票以外に該当する文書は存在しなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。
- (3) 他方、審査請求人は、開示された内容の相談はしていないので、相談した内容の開示処分を求めるなどの主張をするが、本件対象保有個人情報を特定したことが妥当でないことについての具体的な根拠は示しておらず、その外、上記の諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められない。
- (4) したがって、京都地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も存しない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、京都地方法務局において、

本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史